

第29回 2021年度年金エッセイの紹介

11月30日は「イミライ」ということでH26年から「年金の日」として、日本年金機構は、公的年金をテーマにしたエッセイを募集、1,596件の応募がありました(前回は942件)。入選したエッセイの抜粋を紹介します。

私は、瀬戸内海の島で生まれ、28歳まで両親と暮らしていた。・・・私の母は国民年金の集金を請け負っていた。集金の時、私も母について行くことがあり、大半がその家の主婦が納めてくれたのを覚えている。私が20歳になったとき、母は、無職の私を国民年金に加入させ、自分で保険料を払ってくれた。・・・

私が28歳で就職し、厚生年金に替わるまでずっと納めてくれた。・・・40歳の時、原因不明の慢性腎不全のため人工透析・・・、思いがけず障害年金を受給することになった。障害者になったという事実はショックだったが、年金制度とは温かい、血の通ったものだと思った。・・・苦しい家計の中からコツコツと年金を掛け続けてくれた母に心から感謝した。

障害年金の受給開始のとき、保育園児だった息子は、現

在アルバイトをしていて、当然厚生年金には入れない。

過去の私と同じように、息子も自分の30数年後の老齢年金に関心も知識も皆無・・・母に倣って、やむなく私が納めている。娘の保険料を途切れることなく納めていた母の親心が、今に至ってようやく身にしみて感じられて、非常に切ない。私は、息子が、年金が支給される年齢まで、いやそれ以降も元気でいてくれることを願っている。私は障害年金を受給しているが、65歳になったら「老齢年金」と「障害年金」のどちらかを選択することになる。いずれにしても「年金」はこれからも私を支えてくれる。24年前、障害者になったときに感じた感謝を忘れずに生きていこうと思う。天国の母はきっとこう言っているだろう。「年金は、未来の自分へのごほうびだからね。」

優秀賞 広島県 吉村賀代子様(60代)

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第30回 年金のトピックスと概説

1、年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立 目的:高齢者や女性の就業が進み、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる。

①被用者保険(厚生年金保険・健康保険)適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)、③受給開始時期の選択肢の拡大、④確定拠出年金の加入可能要件の見直し等を行う、⑤年金手帳の廃止(4.1)

2、2022.4からの年金額の改定

①公的年金の支給額は0.4%減額、「マクロ経済スライド」は発動されない。
②国民年金:満額一人月65,075円、
厚生年金:モデル世帯で月220,496円

3、年金制度改正:受給開始時期の選択肢を60歳~75歳の間に拡大

①令和4年4月1日施行
②第28回「年金の繰下受給」を参照

4、年金制度改正:在職老齢年金の見直し

①令和4年4月1日施行
②年金調整の賃金と年金の合計額の基準を28万円から47万円に引き上げ。
③在職中の65歳以上の年金額を毎年10月に改定する。(在職定時改定の新設)
就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映。

5、日本年金機構のトピックス一覧から2021年に発行された「パンフレット」最新の情報を無料入手できる。

①知っておきたい年金のはなし
退職後の年金手続きガイド、一郎と花子の人生行路、
②国民年金・厚生年金保険一被保険者のしおり、
老齢年金ガイド
③年金の請求手続きのご案内
年金請求手続きのご案内(63歳、65歳用)、
老齢年金

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治